

府政防第1466号
令和2年8月31日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

令和2年7月豪雨を踏まえた
今後の災害対応における取組みの実施について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響下で発生した令和2年7月豪雨は、九州地方をはじめとした全国の広範な地域において甚大な被害をもたらしました。

現在も、被災自治体をはじめ、被災された方々、関係機関・事業者等が連携して、被災地の復旧・復興に向けた取組みを進めているところです。

今後、本格的な台風期を迎えることとなりますが、例年、各地で局地的大雨や集中豪雨が観測され、河川の急な増水・氾濫、内水氾濫、がけ崩れ、土石流、地すべり、高潮、高波、竜巻等により、多数の人的被害及び住家被害が発生しています。

こうした状況を踏まえ、今回の令和2年7月豪雨で得られた被災地での経験やノウハウについて、今後の災害対応に活かしていくため、新型コロナウイルス感染症の影響下での対応の観点も含め、避難関係、ボランティア関係及び住家の被害認定調査関係について下記のとおりとりまとめました。

つきましては、下記の内容についてご承知、ご対応いただき、今後の災害対応に万全を期すとともに、貴機関の関係部局に共有いただきますようお願いいたします。

あわせて、貴機関におかれましては、下記の内容について、貴管内市区町村に周知していただきますようお願いいたします。

1. 避難関係について

・コロナ禍の避難のあり方について

新型コロナウイルス感染症が収束しない中であっても、災害の危険がある場所にいる者は、避難場所をはじめとする安全な場所に躊躇することなく避難することが原則となります。また、「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は避難場所に行く必要がないこと、避難先は避難場所・避難所に限るものではなく安全な親戚・知人宅等も避難先となります。

・避難情報の早期の発令等について

台風等の接近に伴い大雨や暴風により避難行動が困難になることが予想される場合や夜間・早朝に避難勧告等を発令するような状況が予想される場合には、市町村は、住民が安全に避難できるよう早めに避難勧告等を発令することが、住民の命を守る観点から重要です。（令和2年7月豪雨に伴う今般の災害においても、山形県大石田町では夜間に最上川の水位が上昇するおそれがあったことから、7月28日午後6時に避難勧告が発令され、午後7時半に避難指示（緊急）が発令されたことにより、浸水被害は発生したものの、早期避難が行われ、死者・行方不明者は発生しなかったという事例がありました。）

・「避難勧告と避難指示の一本化」と台風期の対応について

「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」中間とりまとめ（令和2年8月21日）において、避難勧告と避難指示については一本化すると方向性が示されたところで

す。

避難勧告と避難指示の一本化には、災害対策基本法の改正が必要となることから、改正法が成立し施行されるまでの間、現行法に従って避難勧告及び避難指示（緊急）を引き続き発令することになりますのでご留意下さい。

また、避難情報の一本化等、新たな避難情報の方向性の考え方等については、別途通知しますのでご確認下さい。

・避難所における新型コロナウイルス感染症対策等について

今般の災害は、コロナ禍における初めての大規模な災害となりました。避難所における新型コロナウイルス感染症対策については、3つの「密」の回避を図るため、避難所におけるレイアウトの例等について、これまでに関係

府省より通知でお示ししていましたが、こうした通知も踏まえ、今般の災害においては、概ね適切に対策が行われました。

マスクや消毒液、パーティション、段ボールベッドの準備だけでなく、受付時は検温だけでなく問診を行い、その結果に応じて専用スペースを割り当てるなど、運営面で適切な対応を行うことが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症対策のため、避難所においては、従来に比べ一人当たりのスペースをより広い面積で確保することが必要となり、従来想定していた収容人数を大幅に下回ったことから、発災当初は予定していなかったスペースを避難所として利用することとした施設もありました。

市町村には、新型コロナウイルス感染症対策に対応した避難所開設・運営について、関係府省よりお示した『避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A』や『新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドライン』等を参考にするなどして、マニュアル等の見直しを行い、避難所開設・運営訓練を実施して、対応の検証・改善を図ることが求められます。併せて、住民が安心して避難できるよう、避難所においてこれらの対策が実施されていることを住民に周知することも重要になります。

また、今般のコロナ禍においては、避難所対応や被害認定調査等に人員を要することが想定されます。国としても被災市区町村応援職員確保システム等により応援に努めますが、災害発生時に必要な体制構築が迅速に可能となるよう、都道府県・市町村においても、全庁体制での対応に向けた事前の準備等が必要です。

なお、今般の災害において、冷房機器の設置が追加で必要となった避難所がありました。このため、あらかじめ冷暖房機器の設置状況や受電設備の能力を把握の上対策を講じるとともに、冷暖房設備等の電源確保のため、非常用発電機を確保しておくことが重要です。確保方法としては、電力関係の民間事業者等と協定等を締結し、災害時に利用できるようにしておく方法も考えられます。

・ホテル・旅館等の活用を含めた可能な限り多くの避難所の開設について

今般の災害においては、熊本県では、球磨川沿いの市町村に被害が集中したことにより、避難所を確保するために当該市町村外の施設（旧校舎等）を借りた取組みや、「県旅館ホテル生活衛生同業組合との協定に基づき、県下全域で受入可能なホテル・旅館の確保や、県主導で、被災したホテル旅館を応急的に修理し避難所として活用する取組みが行われています。

このように、大規模な災害では、都道府県レベルでの調整（場合によっては、都道府県を跨ぐ調整）が必要となる場合もありますので、市町村に加えて都道府県においても、ホテル・旅館をはじめとする民間施設や国の研修所

等を発災時に円滑に避難所として活用できるよう、施設管理者と事前の調整を行っておくことが有効です。

・避難所外避難者への支援について

避難所は、地域の支援拠点として、避難所外避難者を含めた被災者に対する情報発信の場となるとともに、避難所外避難者にとっても、情報を収集する場所や必要な物資を受け取る場所となりますので、適切な対応が可能となるよう準備が必要です。

今般の災害においては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、自宅や親戚・知人宅等への避難を促したことや、孤立集落が発生したこと等から、避難所外避難者が相当数おられます。

避難所外避難者を含めた被災者の支援について「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる支援を総合的かつ効果的に実施するため、災害発生時の被災市町村では、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成が重要です。災害発生後に速やかに必要な情報を収集することが可能となるよう、被災者台帳の作成について、記載・記録する事項や情報の入手・共有・提供のための方法等のルール決定を行っておくなど、平時からの準備が重要であることに留意ください。

避難所外避難者への支援に当たり、支援が必要な避難者を把握することが難しいという課題に対し、熊本県内の各被災市町村においては、行政に加え、自治会の地縁団体、医療、福祉関係団体とも連携しながら様々な手法により、避難所外避難者の把握に努め、必要な物資や医療、介護などのサービスの支援が行われたところです。具体的には、

- ①要介護高齢者等の避難行動要支援者に対しては、ケアマネジャー等による安否や健康状態の把握等を実施
- ②高齢者・障がい者世帯等に対しては、保健所等において民生委員等からの情報等を踏まえた家庭訪問を実施
- ③その他の世帯については、罹災証明書の申請時等に、避難者とその必要な支援を把握

など、避難者に応じた状況把握・支援等が行われています。

このような事例を参考にしながら、避難行動要支援者名簿や要支援者の避難に係る個別計画等の活用も含め、関係者、関係団体との連携により、避難所外避難者を把握し、そのニーズに対応した支援ができるよう、事前に想定して対応を検討しておくことが重要となります。

また、避難所外避難者の把握に当たっては、人員を要することが想定されることから、前述のとおり、全庁体制での対応も含めた体制構築が重要となります。

・発災時の迅速な避難所環境の向上に対する国の物資支援について

今般の災害でも、国から熊本県に対するプッシュ型物資支援を実施しており、各避難所への支援を目的として、飲食料や段ボールベッドなどのほか、非接触型体温計などの新型コロナウイルス感染症対策物資についても、県の物資拠点あて輸送してきたところです。

新型コロナウイルス感染症対策が重要となった今般の災害対応を踏まえると、発災時の避難所の環境整備等については、より円滑な対応が求められます。

そのため、各都道府県担当者はじめ各自治体担当者におかれては、避難所まで確実に物資を届けるため、改めて以下の点について留意下さい。

- ①支援物資の受入れ拠点について、物資拠点としての設備能力の確認や、使用不能となった場合に備えた代替施設の確認
- ②避難所への輸送が滞ることのないよう、物資輸送協定締結先の事業者との協定内容の相互確認、協定がない場合の緊急時委託先となる事業者の確認
- ③物資拠点に集中する大量の物資を搬出入するため、物資の配分計画を担当する職員の事前の指定及び仕分けや管理等のオペレーション担当（例：物流事業者）の確保
- ④段ボールベッドや新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資について、管内市町村の備蓄の状況確認

なお、発災時の迅速かつ効率的な物資支援を実現するためには、令和2年4月より運用を開始した内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」への情報（物資拠点、備蓄倉庫及び指定避難所の位置情報等の拠点情報並びに備蓄物資の在庫情報）の入力が重要となります。未入力の都道府県関係部局及び管内の市町村防災部局においては、早急に入力いただきますようお願いいたします。既に入力済みで、その後新型コロナウイルス感染症対策物資等を備蓄した場合には、入力情報の更新を行っていただくとともに、発災時には本システムをご活用いただきますようお願いいたします。

2. ボランティア活動等について

・災害ボランティアセンターにおけるボランティアの受入について

災害ボランティアセンター（災害VC）の設置・運営については、社会福祉法人全国社会福祉協議会から、『新型コロナウイルスへの感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について～全社協VCの考え方～』（以下「全社協VCの考え方」という。）により示されている以下の考え方に則り、地域の実情を踏まえ、被災地の自治体と社会福祉協

議会が十分に協議して、ボランティアの受入れ内容を具体化することが必要です。

- ・ボランティアの募集にあたっては、本人の健康状態の告知、活動中のマスクの着用や活動後に発熱等があった場合の災害VCへの連絡など、参加の条件を予め周知・徹底するとともに、当日不特定多数が災害VCに訪れることのないように工夫すること
- ・ボランティアの募集や受け入れの範囲について、
 - －被災者のニーズや実際のボランティアの参加人数の動向等を踏まえ、その時の状況に応じて検討されること
 - －『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に示される外出の自粛等の考え方（注：令和2年6月19日以降、都道府県間の全ての移動について自粛の要請はされていない）のもと、被災地域のニーズや災害ボランティアセンターの設置環境を的確に把握し、被災者等の意向や意見もふまえ、市区町村・都道府県行政とも協議した上で、決定すること

参考として、今般の災害におけるボランティアの募集については、熊本県がまずは県民の力で対応する意向を示す等、被災地各県において募集範囲を県内や市町村内等としたところです。

また、感染症対策については、一般論として、基本的な感染予防を徹底すれば、感染の可能性は低いと考えられます。例えば、今般の災害において、熊本県では、ボランティアに対し、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生、人と人との距離の確保など、基本的な感染予防の実施をチェックリストにより確認することを求めているところです。

・災害ボランティアセンターの費用に対する災害救助法の取り扱い

災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われていますが、近年、災害が激甚化・頻発化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、多数駆けつけるボランティアの調整の負担が増えています。避難所運営などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、災害救助とボランティア活動の調整が必要であり、こうした調整を、救助を実施する県又は市町村から災害ボランティアセンターが委託を受けて実施する場合、調整に必要な人員確保に要する増嵩した人件費や旅費について、今般の災害以降、災害救助法の国庫負担（救助事務費）の対象とすることとし、「令和2年7月豪雨以降の災害における災害ボランティアセンターに係る費用について」（令和2年8月28日 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）等から都道府県等

災害救助担当主幹部局長あて事務連絡)により周知したところであり、今後一層、行政と災害ボランティアセンターが連携・協働した対応を行うことが期待されます。

・ボランティアの参加促進策について

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、被災地でボランティアの募集範囲を県内等に限る場合、従来のように全国から集まる場合に比べ、ボランティアの数が減少することが想定されます。この場合、限られた募集範囲の中で可能な限り多くのボランティアに参加いただけるような促進策を講じることが有効です。

ボランティアの参加促進策の例として、今般の災害において熊本県では、

- ・熊本県知事から県民や県庁職員に向けたボランティア参加の呼びかけ
- ・県等による熊本県内から被災地までのボランティアバスの運行
- ・ボランティア参加者に被災市町村内の店舗等で使える被災地復興応援券の配布

等を行い、県内からのボランティア参加を促進しています。こうした例も参考に自治体での検討を進めることが重要です。

・ボランティア活動を補う公助の充実について

ボランティアの減少を補い、被災者の生活再建支援を確保にするためには、公助を充実する対応も重要です。今般の災害における例として、熊本県の人吉市等では、これまで主にボランティアが行っていた被災家屋内からの災害廃棄物や土砂の搬出を、市等の災害廃棄物処理事業又は堆積土砂排除事業により、地元民間事業者等に委託して行い、事業を実施する際にはボランティア活動との分担も調整し、行政、民間事業者等、ボランティアが連携した取組みが行われていますので参考としてください。

他方、上記の取組みを行う際には、次の点に留意することが重要です。

①委託先の民間事業者等の確保

災害廃棄物処理事業又は堆積土砂排除事業により被災家屋内からの災害廃棄物や土砂の搬出の業務を委託する地元民間事業者等を、平時のうちからあらかじめ確保することが必要です。また、委託先事業者等としては、主となる搬出物の内容に応じて清掃事業者や建設業者など、地域の特性に応じて森林組合やトラック協会などの例がありますが、地域の実情に応じ、また事業者等に係る自治体内の所管が多数の部局にまたがるため関係部局が十分連携して、事業者等の選定を進めることが必要です。加えて、

事業者等を確保する方法としては、当該事業者等とあらかじめ災害時の対応に関する協定を締結する等が考えられます。

②自治体内での関係部局の連携体制の構築

被災家屋からのがれき、流木、災害ごみが混在した土砂の搬出に備え、災害廃棄物処理事業の担当部局と堆積土砂排除事業の担当部局が異なる場合、一貫性を確保し、被災地全体の作業計画や作業完了の見通しを立てるため、例えば、両部局を含む関係部局からなるプロジェクトチームをつくり、

- ・平時には、①の事業者等の確保、発災時のプロジェクトチームの動き方の確認等
- ・発災時には、被災状況、生活圏域における災害廃棄物や土砂等の堆積量、作業委託事業者、作業計画、作業完了見通しその他の関係情報の共有等

を行う等、十分な連携を確保することが重要です。

なお、限りあるボランティアに効果的に活動いただくため、例えば、継続的に住まう予定の被災家屋から順にがれきや土砂等の搬出ができるような留意が必要であり、行政の担当部局と災害ボランティアセンターが、搬出作業対象の家屋に関する情報共有を密に行うなどの連携が重要です。

3. 住家の被害認定調査について

・被災した住家の写真撮影・保存について

罹災証明書の交付のために実施する住家の被害認定調査については、本年7月30日開催の「令和2年7月豪雨非常災害対策本部第12回本部会議」において、武田防災担当大臣より、半壊世帯の一部にも被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給対象を拡大する方向で検討等を進める旨の発言がありました。制度の具体的な内容は今後の検討となりますが、現在、令和2年7月豪雨の被災世帯から支給の対象とする方向で検討を進めています。その場合、対象となる世帯は、半壊の中でも被害の程度が大きい（損害割合が高い）世帯とする方向で検討していますが、暫定的な措置として、支援金の申請手続の中で、浸水深と住家内外の写真を活用して支給対象であるか否かを判定することが想定されます。

つきましては、今後発生した災害においても、被災者生活再建支援法が適用される市町村においては、「令和2年7月豪雨により被災した住家の写真

の撮影・保存について」（令和2年7月31日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））（別紙1参照）を参考に調査段階での写真撮影・保存を適切に実施いただくとともに、管内の市町村に対して、被災世帯に写真撮影・保存の周知を徹底するよう改めて通知願います。なお、被災世帯においては、写真撮影後に補修等を開始していただいても構いません。

・罹災証明書の様式の統一化について

近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ているため、「罹災証明書の様式の統一化について」（令和2年3月30日付け府政防第737号、内閣府政策統括官（防災担当）発、各都道府県知事宛て通知）（別紙2参照）において罹災証明書の統一様式を提示しておりますので、自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しが進むよう、関係部局及び管下市町村への周知を改めてお願いいたします。

以上

(参考) 避難所等における新型コロナウイルス関連の通知等

【ポイント集】

- 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所運営のポイント」動画（第一版）について
（令和2年6月15日付け府政防第1274号・消防災第117号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（地方・訓練担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て通知）
http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_hinanjo_point_movie1.pdf

- 新型コロナウイルス感染症を踏まえた災害対応のポイント（第1版）について（情報提供）
（令和2年6月16日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長宛て事務連絡）
http://www.bousai.go.jp/pdf/covid19_tsuuchi.pdf

【災害対策本部関係】

- 「新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応下における災害対応について」（令和2年4月27日付け消防災第79号、消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主幹部長宛て通知）
https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200427_bousai_79.pdf
- 「大規模災害発生時における国等からの職員等の派遣に係る執務スペースの確保について」
（令和2年6月2日付け府政防第1230号・消防災第100号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主幹部（局）長宛て通知）
<http://www.bousai.go.jp/pdf/0602corona.pdf>

- 災害発生時における新型コロナウイルス感染症拡大防止策の適切な実施に必要な新型コロナウイルス感染症に関する情報共有について
（令和2年7月8日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害緊急事態対処担当）・総務省自治行政局地域情報政策室長・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県、保健所設置市、特別区 防災担当主管部（局）長・衛生主管部（局）長宛て事務連絡）
http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_0708.pdf

【避難所運営全般】

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
(令和2年4月1日付け府政防第779号・消防災第62号・健感発0401第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部(局)長・衛生主幹部(局)長宛て通知)
<http://www.bousai.go.jp/pdf/korona.pdf>

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への更なる対応について」
(令和2年4月7日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡)
http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_korona.pdf

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について」
(令和2年5月21日付け府政防第939号・消防災第87号・健感発0521第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部(局)長・衛生主幹部(局)長宛て通知)
<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonasanko.pdf>

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に要する経費について」
(令和2年5月27日付け府政防第942号・消防災第88号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主幹部(局)長宛て通知)
<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/keihi.pdf>

- 「災害時の避難所における新型コロナウイルス感染症対策や避難所の確保等に係る地方公共団体の取組状況等について」
(令和2年5月27日付け府政防第951号・消防災第96号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主幹部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/chihou_torikumi.pdf

- 「新型コロナウイルス感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練ガイドラインについて」
(令和2年6月8日付け府政防第1239号・消防災第108号・健感発0608第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(地方・訓練担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部(局)長・衛生主幹部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/pdf/0608_guideline.pdf

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料」(第2版)について」
(令和2年6月10日付け府政防第1262号・消防災第114号・健感発0610第1号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部(局)長・衛生主幹部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/pdf/0610_corona.pdf

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第1版)について」
(令和2年6月10日付け、府政防第1263号・消防災第115号・健感発0610第2号・観産第125号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部(局)長・衛生主幹部(局)長・観光担当部(局)長宛て通知)
http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA.pdf

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について(周知)」
(令和2年6月24日付け事務連絡)について
(令和2年6月25日付け、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)発、各都道府県防災担当主管部(局)長宛て事務連絡)
http://www.bousai.go.jp/pdf/0625_corona.pdf

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ&A(第2版)について」
(令和2年7月6日付け、府政防第1327号・消防災第130号・健感発0706第1号・観産第331号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課

長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部（局）長・衛生主幹部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_QA2.pdf

○「避難所における感染症対策について（依頼）」

（令和2年7月20日付け、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）発、各都道府県災害担当主管部（局）宛て事務連絡）

http://www.bousai.go.jp/updates/r2_07ooame/r2_07ooame/pdf/0720.pdf

【旅館・ホテルの活用関係】

○「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」

（令和2年4月28日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/corona_hotel_0429.pdf

○「「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について」（令和2年4月28日付け事務連絡）を踏まえた対応について」

（令和2年5月27日付け府政防第1217号・消防災第97号・健感発0527第2号・観産第75号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長・厚生労働省健康局結核感染症課長・観光庁観光産業課長発、各都道府県・保健所設置市・特別区防災担当主幹部（局）長・衛生主幹部（局）長・観光担当部（局）長宛て通知）

http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/428_taiou.pdf

○「新型コロナウイルス感染症対策としての災害時の避難所としてのホテル・旅館等の活用に向けた準備について（補足）」

（令和2年8月7日付け、内閣府・消防庁・厚生労働省・観光庁発、各都道府県・保健所設置市・特別区宛て事務連絡）

http://www.bousai.go.jp/pdf/coronahinan_0807.pdf

【研修所、宿泊施設等の活用関係】

○「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所としての各省庁及び独立行政法人、民間団体等が所有する研修所、宿泊施設等の活用等について」

(令和2年5月21日付け府政防第930号・消防災第86号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主幹部(局)長宛て通知)

<http://www.bousai.go.jp/pdf/syukuhaku.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染症対策に係る災害時の避難所として貸出し得る各省庁及び独立行政法人等が所有する研修所、宿泊施設等のリストについて」
(令和2年6月16日付け府政防第1273号・消防災第118号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当主管部(局)宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/20200616_shisetsulist.pdf

- 国及び独立行政法人等が所有する研修所・宿泊施設等の貸出し得る施設について(令和2年6月19日付け)

http://www.bousai.go.jp/pdf/20200619_kashidashi.pdf

【物資の備蓄関係】

- 「避難所における新型コロナウイルス感染症対応物資等の備蓄状況調査について」

(令和2年5月27日付け府政防第936号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県防災担当部局長宛て通知)

- 「物資調達・輸送調整等支援システム」への情報入力の促進及び今後の消防防災・震災対策現況調査の取扱いについて」

(令和2年5月27日付け府政防第949号・消防災第95号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県防災担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/logi_system.pdf

- 新型コロナウイルス感染症対策及び自然災害対策におけるマスク等の物資の確保と積極的な融通について

(令和2年6月12日付け内閣府政策統括官(防災担当)・総務省自治行政局公務員部長(新型コロナウイルス感染症総務省対策本部地域連携・調整チーム副主査)・消防庁次長・厚生労働省医政局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局長厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長・厚生労働省老健局発、各都道府県知事宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0612_mask.pdf

○新型コロナウイルスに関連した感染症の発生に伴う手指消毒用エタノールの医療機関、高齢者施設等向けの購入専用サイトの周知について

(令和2年6月17日付け厚生労働省 医政局経済課、医薬・生活衛生局総務課、子ども家庭局総務課、少子化総合対策室、子ども家庭局保育課、子ども家庭局家庭福祉課、子ども家庭局子育て支援課、子ども家庭局母子保健課、社会・援護局保護課、社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課、認知症施策推進室、老健局高齢者支援課、老健局振興課、老健局老人保健課、文部科学省 初等中等教育局幼児教育課、初等中等教育局健康教育・食育課 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県、保健所、特別区設置市衛生主管部(局)・民生主管部(局)、各都道府県私立学校主管部(局)各都道府県教育委員会、各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/20200617_corona_ethanol.pdf

○避難所における新型コロナウイルス感染症対応に必要なマスク及び消毒液(手指消毒用エタノール)の確保について(情報提供・希望調査)

(令和2年6月19日付け 内閣府 政策統括官(防災担当)付参事官(事業継続担当)発、各都道府県防災担当部局長宛て事務連絡)

http://www.bousai.go.jp/pdf/0619_corona_mask_ethanol.pdf

【罹災証明書交付関係】

○「罹災証明書交付業務における新型コロナウイルス感染症対策について」

(令和2年5月27日付け府政防第950号、内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(被災者生活再建担当)発、各都道府県担当部局長宛て通知)

http://www.bousai.go.jp/pdf/colona_risai.pdf

【応援職員派遣関係】

○「被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援職員の派遣における新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」

(令和2年5月22日付け総行派第20号、総務省自治行政局公務員部公務員課応援派遣室長発、各都道府県総務部長・各指定都市総務局長宛て通知)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000689055.pdf

【災害ボランティア関係】

- 「新型コロナウイルスの感染が懸念される状況において効果的な災害ボランティア活動を行うための関係機関の連携強化について」
（令和2年6月1日付け府政防第1231号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）発、各都道府県災害ボランティア担当主幹部（局）長・防災担当主幹部（局）長宛て通知）
<http://www.bousai.go.jp/pdf/tsuchi/volunteer/partnership.pdf>

- 「新型コロナウイルス感染が懸念される状況における災害ボランティアセンターの設置・運営について（情報提供）」
（令和2年6月8日付け 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）発、各都道府県防災担当主管部（局）長・災害ボランティア担当主管部（局）長宛て事務連絡）
http://www.bousai.go.jp/pdf/corona_volunteer.pdf

【避難の理解力向上キャンペーン関係】

- 「「避難の理解力向上キャンペーン」の実施等について」
（令和2年4月21日付け府政防第819号・消防災第72号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（調査・企画担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主幹部長宛て通知）
http://www.bousai.go.jp/pdf/hinan_campaign.pdf

- 「高齢者や障害者等の避難の実効性の確保に向けた取組の実施について」
（令和2年5月28日付け府政防第1221号・消防災第98号、内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難生活担当）・内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（普及啓発・連携担当）・消防庁国民保護・防災部防災課長発、各都道府県消防防災主幹部局長防災担当部（局）長宛て通知）
http://www.bousai.go.jp/pdf/elder_support.pdf

【濃厚接触者の定義】

- 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」
（国立感染症研究所感染症疫学センター）
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-02-200420.pdf>

【その他（チラシ等）】

- 「新型コロナウイルス感染症が収束しない中における災害時の避難について」

<http://www.bousai.go.jp/pdf/colonapoint.pdf>

- 「新型コロナウイルスなどの感染症対策のための避難所でのごみの捨て方について」

- ・避難所に避難されている方々へ

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan1.pdf

- ・避難所を運営されている方々へ

http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/leaflet-hinan2.pdf

令和 2 年 7 月 豪雨
被災都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

令和 2 年 7 月 豪雨により被災した住家の写真の撮影・保存について

罹災証明書の交付のために実施する住家の被害認定調査（以下「調査」という。）の実施にあたっては、これまでも「住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について」（令和 2 年 7 月 5 日事務連絡内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当））により、被災者や調査を実施する市町村において、被災状況の写真の撮影・保存をお願いしてきたところですが、本年 7 月 30 日開催の「令和 2 年（2020 年）7 月 豪雨非常災害対策本部第 12 回本部会議」において、武田防災担当大臣より、半壊世帯の一部にも被災者生活再建支援金（以下「支援金」という。）の支給対象を拡大する方向で検討等を進める旨の発言があり、制度の具体的な内容は今後の検討となりますが、令和 2 年 7 月 豪雨の被災世帯も支給の対象とする方向で検討を進めています。その場合、対象となる世帯は、半壊の中でも被害の程度が大きい（損害割合が高い）世帯とする方向で検討していますが、同災害の被災世帯では、既に調査が終了している場合が多いと考えられることから、改めて調査を実施するのではなく、暫定的な措置として、支援金の申請手続の中で、浸水深と住家内外の写真を活用して支給対象であるか否かを判定することとすることが想定されます。

つきましては、今般の災害で被災者生活再建支援法が適用される市町村に対して、改めて調査段階での写真撮影・保存を求めるとともに、同市町村に対して、被災世帯に改めて別添チラシ等を活用して写真撮影・保存の周知を徹底するよう通知願います。なお、被災世帯におかれましては、写真撮影後に補修等を開始していただいても構いませんので、念のため申し添えます。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付 辻野、佐藤、安田

Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034

Mail g.higainintei@cao.go.jp

住まいが被害を受けたとき 最初にする事

災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一歩ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被害状況を写真で撮るようお願いします。

家の被害状況を写真で記録しましょう

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真に撮って保存しておきましょう。市町村から罹災証明書を取得して支援を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。

ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

家の外の写真の撮り方

- カメラ・スマホなどでなるべく4方向から撮るようにしましょう。
- 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。
※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

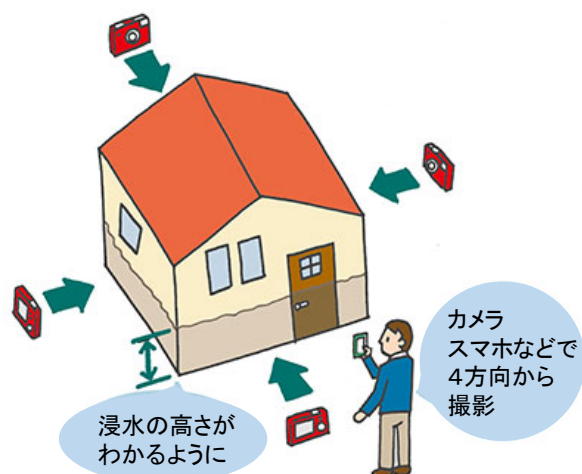
家の中の写真の撮り方

- 家の中の被害状況写真は、
①被災した部屋ごとの全景写真
②被害箇所の「寄り」の写真を撮影しましょう。

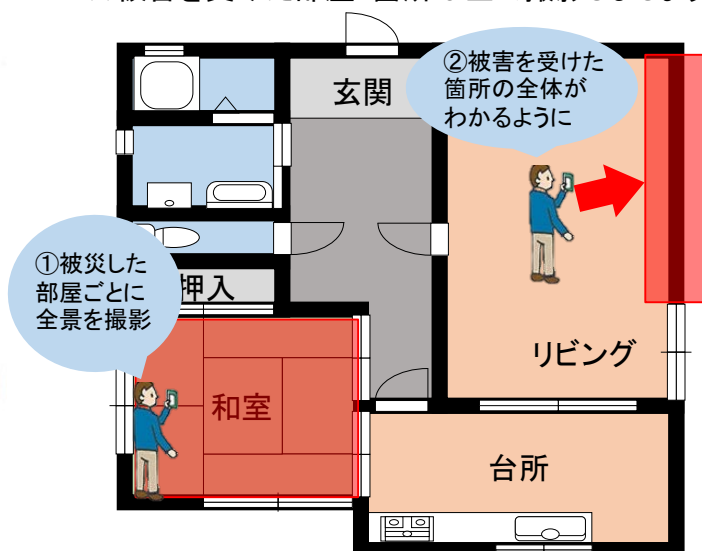
＜想定される撮影箇所＞

内壁、床、窓、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面台、便器、ユニットバス など

＜イメージ図＞



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



事務連絡
令和2年7月5日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）

住家の被害認定調査における写真撮影に係る留意事項について

罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であり、これを迅速に交付するためには、速やかに被害認定調査を実施する必要があります。

被災した住家の調査・判定に必要な事項については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」及び「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」等（以下、「手引き等」という。）により示しているところですが、判定の適切な実施や、個々の災害ごとに様々な支援制度が設けられ、その判定にも被害認定調査の資料の活用が期待されていることから、住家の被害認定調査にあたっては、下記の点に留意するよう、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

記

1. 被災者自身による写真撮影の協力依頼及びその撮影時の留意事項について

被災者が各種被災者支援を受けるためには、罹災証明書の交付を受ける必要があります。その前提として市町村職員が住家の被害認定調査を行います。その前に建物の除去や被害箇所がわからないような修理、片付け等をしてしまうと調査が困難となるため、あらかじめ、可能な限り被災者が被害状況について写真撮影を実施し、保存しておいていただくよう広報の徹底をお願いいたします。

なお、被災した住家の写真撮影に係る広報用のチラシについて、別添のとおり作成しておりますので、適宜ご活用ください。

2. 調査員による住家の被害認定調査に係る写真撮影について

被災した住家の調査・判定にあたっては、判定根拠として、損傷箇所の写真撮影が重要となります。この写真は、被災者から再調査依頼があった場合、依頼

の内容を精査する際の根拠資料にも活用されるため、十分な枚数を撮影するようお願いいたします。

なお、撮影に当たっては、手引き等とあわせて、下記の点に留意の上、撮影していただきますようお願いいたします。

<撮影上の留意点>

※枚数は最低限の数であり、これ以上の撮影枚数になっても構いません。

✓被害箇所は漏れなく撮影するよう留意してください。

✓被害が客観的に良くわかるよう、下記の手順を参考に各部位の撮影を実施してください。

- ① 建物の全景写真は可能な限り周囲4面を撮影（4枚）
- ② 浸水被害等がある場合、メジャー等をあてて全体を写した遠景と目盛りが読み取れる近景を撮影（2枚）
- ③ 水害における外力が作用することによる一定以上の損傷が発生していると判断した場合には、その内容が分かる写真も別途撮影（2枚）
- ④ 建物の傾斜角を撮影する場合、建物4隅の測定結果を撮影（4枚）
- ⑤ 室内を撮影する場合、被災した部屋ごとの全景写真を撮影（複数枚）
- ⑥ 被害箇所の面積割合が分かるよう、被害箇所も含む見切り範囲を撮影（複数枚）
- ⑦ 被害程度が分かるよう、被害箇所のクローズアップ写真を撮影（複数枚）

✓指さし確認による撮影も、後で写真を見たときに何を撮影しているのかを理解する上で有効です。

✓室外で撮影する場合、逆光による白飛び等や明るさ不足による潰れに注意してください。

✓室内で撮影する場合、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。

✓撮影した写真データは、調査票とあわせて整理する必要があります。データ整理を容易にするため、カメラの日時設定は正確にしておき、写真に撮影日時の記録を残しておくとういでしょう。

✓最初に撮影する箇所と撮影の順序をあらかじめ定めておくと整理が容易になります（調査票の調査番号部分から撮影するなど等）。また、定められた撮影方法は、整理を円滑に行うためにも遵守してください。

問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付 辻野、佐藤、安田

Tel 03-3503-9394 Fax 03-3502-6034

Mail g.higainintei@cao.go.jp

府 政 防 第 737 号
令和 2 年 3 月 3 0 日

各都道府県知事 殿

内閣府政策統括官（防災担当）
（公 印 省 略）

罹災証明書の様式の統一化について

罹災証明書は、災害発生時における被害の有無及び程度を証明する書面として、市町村が任意の行為として交付してきたものであり、その様式についても、各自治体による独自支援を含めた各種支援制度の適用の判断等に活用するため、各自治体において必要性に応じて定めてきたところです。平成 25 年の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、罹災証明書の交付が法律で位置づけられた際にも、当該事務を自治事務と位置づけ、様式についても引き続き任意としてきたところです。

一方で、近年の災害において、応援職員を派遣した自治体等から、自治体によって罹災証明書の様式が大きく異なるために、被災自治体での罹災証明書の迅速な交付の支障となっていることから、様式を統一して欲しいとの要望が出ているところです。

そのため、別紙のとおり罹災証明書の統一様式を提示することとしましたので、お知らせいたします。自治体間の応援業務の円滑化という趣旨に鑑み、罹災証明書の統一様式への見直しが進むよう、別添の【留意事項】も含め、関係部局及び管下市町村に周知をお願いいたします。

<参考：災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）（抄）>

（罹災証明書の交付）

第九十条の二 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

2 略

別紙

(整理番号)

罹災証明書

| | |
|------------|--|
| 世帯主住所 | |
| 世帯主氏名 | |
| (追加記載事項欄①) | |

| | |
|------|------------|
| 罹災原因 | 年 月 日の による |
|------|------------|

| | |
|------------------------|---|
| 被災住家 [※] の所在地 | |
| 住家 [※] の被害の程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊) |
| (追加記載事項欄②) | |

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

| | |
|------------|--|
| (追加記載事項欄③) | |
|------------|--|

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

別紙
(記載例)

(整理番号)

罹災証明書

| | | | |
|-------|---------------|-----|----|
| 世帯主住所 | 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 | | |
| 世帯主氏名 | 〇山 〇男 | | |
| 世帯構成員 | 氏名 | 続柄 | 年齢 |
| | 〇山 〇男 | 世帯主 | 〇〇 |
| | 〇山 〇子 | 妻 | 〇〇 |
| | 〇山 〇朗 | 子 | 〇〇 |

| | |
|------|---------------------|
| 罹災原因 | 〇〇年〇〇月〇〇日の 〇〇豪雨 による |
|------|---------------------|

| | |
|------------------------|--|
| 被災住家 [※] の所在地 | 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号 |
| 住家 [※] の被害の程度 | <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input checked="" type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊) |
| 浸水区分 | 床上浸水 |

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

| | |
|---------|---------------|
| 住家以外の被害 | 土地の一部流出、車1台浸水 |
|---------|---------------|

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

〇〇市町村長

印

【留意事項】○必須記載事項の配置順及び記載内容について

- ・必須記載事項（太枠部分）については幅の変更は可能ですが、配置順及び記載内容については変更しないようにしてください。

（具体例）

✓追加記載事項欄に記載事項を追加する際、幅が狭くなるため、必須記載事項欄の幅を狭くする

- ・「住家の被害の程度」については、「□全壊」等と記載し☑する方式としていますが、差し込み印刷等により、罹災証明書の迅速な交付に資する場合には、該当する被害の程度を記載する形式（ただし、同じ表記を使用）でも構いません。

- ・なお、動産の被害の程度等のみを記載し、住家の被害の程度を記載しない証明書は、災害対策基本法第90条の2第1項に規定する罹災証明書ではないため、当該統一様式とする必要はありませんが、法定の罹災証明書と区別するため、「罹災証明書」の名称は使わず、別の名称（「被災証明書」等）とすることが望ましいと考えます。

○追加記載事項欄について

- ・必須記載事項以外の項目で、各自治体による独自支援策等のために記載すべき事項については、事前に必要な項目を定め、追加記載事項欄に記載するようにしてください。なお、「追加記載事項欄①」については被災世帯又は申請者に関連する事項を、「追加記載事項欄②」については被災住家に関連する事項を、「追加記載事項欄③」については「追加記載事項欄①」及び「追加記載事項欄②」以外の事項を記載するようにしてください。必要に応じて複数の行を設けることも可能です。

（具体例）

✓「追加記載事項欄①」：世帯主関係の追加事項として、世帯人員、世帯主以外の申請者の情報
※なお、被災住家に居住実態があれば、世帯主以外でも罹災証明書の申請は可能であり、
その場合には、証明を必要とする者の氏名をこの欄に記載することとしてください。

✓「追加記載事項欄②」：被災の程度の追加事項として、床上・床下浸水等の情報

✓「追加記載事項欄③」：住家以外の建物や動産の被害の状況、罹災証明書の使用目的

（参考）再調査について

- ・住家の被害の程度について、再調査を依頼することが可能であることを被災住民に十分に周知することがきわめて重要です。本統一様式では再調査を依頼することが可能である旨を記載することとしてはいませんが、発災時には再調査の周知が課題となるケースも多いため、「平成31年度における被災者支援の適切な実施について」（平成31年4月11日府政防第550号）や「災害に係る住家被害認定業務 実施体制の手引き」（平成30年3月内閣府（防災担当））等を参考に周知に努めて頂きますようお願い致します。